

令和5年12月15日  
総務文教委員会資料  
企画管理部

目 次

【報告事項】

- 1 「企業版ふるさと納税」による寄附の受入れ促進について・・・ 1 頁
- 2 本市の基幹系業務システムの国が示す標準標準システムへの  
移行に向けた進捗状況について…………… 2 頁

# 1 「企業版ふるさと納税」による寄附の受入れ促進について

[企画調整課]

## 1 目的

「企業版ふるさと納税」による市外企業から本市への寄附金の受入れを促進するため、金融機関等が行う支援策の活用を図るもの。

## 2 「企業版ふるさと納税活用支援サービス」について

本市と協定を締結した金融機関等が、市の「企業版ふるさと納税活用プロジェクト」を市外企業に紹介し、本市への寄附を促すサービスであり、実際に、市外企業から本市へ寄附があった場合、本市は当該寄附金額の一定割合（10%～20%）を手数料として金融機関等に支払うもの。

## 3 協定の相手方

- ・ (株)北陸銀行
- ・ (株)RCG (株)富山銀行と連携)

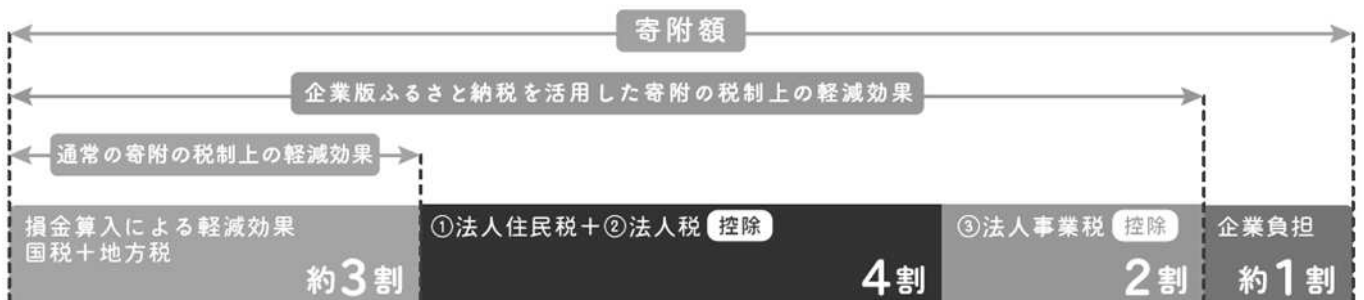
### (参考) 1 「企業版ふるさと納税」の受入実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
富山市	件数	4件	7件	7件	1件
	金額	11,200千円	23,000千円	72,400千円	非公表

注：令和5年度は4月から11月までの実績値

### (参考) 2 「企業版ふるさと納税」制度の概要

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割となる制度。



## 2 本市の基幹系業務システムの国が示す標準準拠システムへの移行に向けた進捗状況について

[情報システム課]

### 1 概要

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月1日に施行され、市町村が取り扱う20の基幹業務については、令和7年度末までに、国が示す全国共通の標準仕様に準拠した情報システムに移行し、国が整備するガバメントクラウド上で運用することとされたことから、現在、本市は、既存の基幹系業務システムを、標準仕様に準拠した新しいシステムに移行するための作業を行っている。

標準化対象業務・・・児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金（計20業務）

### 2 これまでの取り組み状況

(1) 現行システムの標準準拠システムへの移行のための調査（令和3年度及び令和4年度実施）

対象業務（20業務）ごとに、順次実施。

(2) 標準準拠システムの調達のための協議（令和4年度から実施）

調達コストや事務負担の軽減のため、単独ではなく共同調達を目指すこととし、令和5年2月から富山県情報システム共同利用推進協議会（富山県及び県内15市町村で構成）での協議に参加。

### 3 今後のスケジュール（予定）

年度	内容
令和5年度	3月 市議会 関連予算案（債務負担行為）議決
令和6年度	(時期未定) 県（協議会）において事業者を選定 (時期未定) 市においてシステム構築及び移行業務委託契約を締結
令和7年度	1月頃本稼働

※ 上記は現在想定しているスケジュールであり、国の動向等により今後変動する可能性がある。また、一部の基幹系業務については、移行時期が令和8年度中にずれ込む恐れがある。